## 議案第53号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年多可町条例第21号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年多可町 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく 困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めると きは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担 及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため の措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者と して適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小 規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことと することができる。
  - (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業 者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家 庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希

望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、 著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)
- 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、 法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のもの に限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連 携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による 助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的と するものに限る。)
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、 当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調 理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段 階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要 な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じること ができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家 庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。) において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する 事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育 所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわ らず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第1条中「施行の日」の次に「(以下「施行日」という。)」を加える。

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「事業者等」を「事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」に、「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## 多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表

正

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) (略)

(保育所等との連携)

- 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
  - (3) (略)
- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための</u> 措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし て適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される

現	改正
	場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所
	内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
	(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規
	模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
	4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととす
	(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者
	等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的
	保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基
	づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
	(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、
	著しく困難であると認めるとき (前号に該当する場合を除く。)
	5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法
	第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限
	る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力
	を行う者として適切に確保しなければならない。
	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助
	成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする
	<u>ものに限る。)</u>
	(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であっ
	て、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う
	ことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。	2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
$(1)\sim(3)$ (略)	(1)~ $(3)$ (略)
	(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当
	該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業
	務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並び
	に健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素

現

行

.

(職員)

## 第23条 (略)

- 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する兵庫県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) (略)
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項<u>第4号</u>のいずれにも該当しない者 3 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)</u>第34条第5項又は第46条第5項の 規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) (略)
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(職員)

## 第23条 (略)

- 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する兵庫県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) (略)
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者
- 3 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) <u>子ども・子育て支援法</u>第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に 対応するために行う保育
- (3) (略)
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育
- (5) (略)

行

正

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、<u>第</u>6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)が近に第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する特例)

- 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、<u>第</u>6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 (次項において「施設等」という。) が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第43条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)が近に第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

現

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。